

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

「ごみの散乱を」「しなら」「させなら」「許さなら」

「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」が10月1日から全面施行されます。

近年、適正に処理されなかったプラスチックごみの海洋流出が一因となり、地球規模で環境破壊につながっています。海洋流出するごみの中には、もともと陸上で散乱していたごみも少なからず含まれています。この条例はこのようなごみの散乱を「しない」「させない」「許さない」をモットーに、すべての人に対して、ごみの不法な投棄を禁止しています。

さらに、県内に環境監視員が配置され、ごみの不法な投棄を発見した場合は回収命令を出し、これに従わない場合は5万円以下の過料が課せられます。

ごみの散乱をなくし、和歌山をもっときれいにしていきたいと思います。

燃えるごみの収集運搬業務
受託者の公募

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）における当町の燃えるごみの収集運搬業務を受託していただける個人または法人を公募します。公募型指名競争入札により受託者を決定するもので、詳しくはお問い合わせください。「公募型指名競争入札参加要領」をお渡しします。

応募は、吉備地域・金屋地域については個人の場合4人以上で1組・法人においては従業員4人以上、清水地域については個人の場合2人以上で1組・法人においては従業員2人以上を条件として受け付けます。



1. 事業の概要／町内の燃えるごみ

集積所と露天置き場を巡回収集して、環境センター（上中島927）へ運搬・搬入する。吉備・金屋・清水地域それぞれについて受託者を募集します。

2. コースおよび業務日数

●吉備地域

・藤並コース／毎週月・木曜日

・田殿・御霊コース／毎週火・金曜日

※年間208日程度（1日必要人員4人以上）

●金屋地域

・石垣・岩倉・生石コース／毎週月・木曜日

・鳥屋城・五西月コース／毎週火・金曜日

※年間208日程度（1日必要人員4人以上）

●清水地域

・全域（4コース）／毎週月・火・木・金曜日

※年間208日程度（1日必要人員2人以上）

3. 「公募型指名競争入札参加要領」

の配布／10月5日（月）から10月13日（火）の9時から17時まで（土・日は除く）

4. 申請書受付日時／10月14日（水）から10月26日（月）の9時から17

5. その他

時まで（土・日は除く）
「公募型指名競争入札」とは、公募条件を満たす人であれば誰でも参加できる入札方式です。受託希望者から申請書と資料を提出いただき、公募条件を満たしていれば原則的にすべての人が指名されます。その後、指名された人により入札を行い、受託者を決定します。法人においては営業所の所在地が個人においては住所地在有田川町であり受託者自ら受託業務を実施する者など、入札の参加には諸条件があります。詳しくは要領をご参照ください。

家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和2年（2020年）7月／約305トン
先月から約5トンの増加

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみの重量などに基づいて計算されます。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。